

交渉経過報告書

川西市総務部行政室職員課
川西市中央町12番1号
TEL 072-740-1142

1、交渉概要

交渉職員団体	川西市職員組合
件名	夏期一時金交渉
要求書提出日	平成22年6月2日
主な目的	職員団体より提出された夏期一時金要求に基づいて、一時金等について交渉するもの。
交渉の状況	交渉終了

2、交渉結果

最終回答日	平成22年6月17日
回答内容	<p>①一時金の支給率については、昨年の人事院勧告どおり。</p> <p>②育児休業法等の改正に伴い、短期介護休暇の新設及び子の看護休暇の拡充。</p> <p>③嘱託職員及び臨時職員の休暇制度等については継続協議。</p>

3、交渉経過

交渉日	交渉内容の要旨
<p>平成22年6月3日</p> <p>平成22年6月10日</p> <p>平成22年6月17日</p>	<p>(当局側の主張)</p> <p>一時金の支給率については、暫定的措置のあった昨年のような勧告がない状況であり、昨年の人事院勧告での支給率で考えている(再任用職員・嘱託職員についても同様)。</p> <p>育児休業法の改正に伴う措置については、国の改正どおりに行うこととしており、新設されている制度についても導入していく考えである。</p> <p>1、一時金 夏期一時金については、昨年の人事院勧告どおり(支給率1.95月)で支給。</p> <p>2、休暇等 育児休業法等の改正に伴い、国が新設する短期介護休暇、拡充する子の看護休暇については国の改正に準拠した形で行う。 育児休業に係る「産後パパ育休」などについては、育児休業法の改正として周知を図る。</p> <p>3、嘱託・臨時職員 今回の国の法改正に伴う、子の看護休暇等の制度関係及び勤務状況関係については、今後の協議とし、随時小委員会で協議する。</p>
	<p>(職員団体側の主張)</p> <p>夏期一時金要求書に基づき、生計費の原則を重視した賃金・諸手当に関する要求、労働時間や労働条件に関する要求、休暇に関する要求、非常勤職員に関する要求等を説明。</p> <p>特に、地域手当の引下げに伴う管理職との格差是正や行政職給料表(二)の導入を行わないなどを重点項目として、当局として取り組んでもらいたいと主張。</p> <p>1、一時金 昨年度のように暫定措置がないので、昨年と同様の支給率ではあるが、地域手当の引下げによって、職員の支給額については下がっている。特に組合員と管理職では、一時金の支給額に格差が生じているはずである。 当然のことながら、格差を縮めるよう取り組んでもらわないと納得ができない。</p> <p>2、休暇等 育児休業法の改正に伴う措置として、短期介護休暇の新設及び子の看護休暇の拡充も改正の内容の中に組み込まれている。 短期介護休暇及び子の看護休暇の扱いについては、現行の制度と照らし合わせながら、今回の内容にあった改正をすること。</p> <p>3、嘱託・臨時職員について 育児休業法の改正により、非常勤職員へも子の看護休暇等が取得できるようになっている。勤務条件等もあわせ休暇制度についても、国と同様の運用をすること。</p>

交渉経過報告書

川西市総務部行政室職員課
川西市中央町12番1号
TEL 072-740-1142

1、交渉概要

交渉職員団体	自治労川西市職員労働組合
件名	夏期一時金交渉
要求書提出日	平成22年6月1日
主な目的	職員団体より提出された夏期一時金要求に基づいて、一時金等について交渉するもの。
交渉の状況	交渉終了

2、交渉結果

最終回答日	平成22年6月17日
回答内容	<p>①一時金の支給率については、昨年の人事院勧告どおり。</p> <p>②育児休業法等の改正に伴い、短期介護休暇の新設及び子の看護休暇の拡充。</p> <p>③嘱託職員及び臨時職員の休暇制度等については継続協議。</p>

3、交渉経過

交渉日	交渉内容の要旨
<p>平成22年6月3日</p> <p>平成22年6月10日</p> <p>平成22年6月17日</p>	<p>(当局側の主張)</p> <p>一時金の支給率については、暫定的措置のあった昨年のような勧告がない状況であり、昨年の人事院勧告での支給率で考えている(再任用職員・嘱託職員についても同様)。</p> <p>育児休業法の改正に伴う措置については、国の改正どおりに行うこととしており、新設されている制度についても導入していく考えである。</p> <p>1、一時金 夏期一時金については、昨年の人事院勧告どおり(支給率1.95月)で支給。</p> <p>2、休暇等 育児休業法等の改正に伴い、国が新設する短期介護休暇、拡充する子の看護休暇については国の改正に準拠した形で行う。 育児休業に係る「産後パパ育休」などについては、育児休業法の改正として周知を図る。</p> <p>3、嘱託・臨時職員 今回の国の法改正に伴う、子の看護休暇等の制度関係及び勤務状況関係については、今後の協議とし、随時小委員会で協議する。</p>
	<p>(職員団体側の主張)</p> <p>統一要求書に基づき趣旨説明。人員確保の観点からの地方行革のあり方を主眼とし、地方自治体の実態に即した賃金・諸手当に関する内容、労働環境に関する内容、一時金に関する要求、非常勤職員に関する要求などを説明。</p> <p>特に、地域手当の引下げ等地方自治体の地域の事情を考慮すべきであることを主張。また、育児休業法に伴う内容も確認。</p> <p>1、一時金 昨年度のように暫定措置がないので、昨年と同様の支給率ではあるが、地域手当の引下げによって、職員の支給額については下がっている。その格差については、縮めるように取り組んでもらいたい。</p> <p>2、休暇等 育児休業法の改正に伴う措置として、短期介護休暇の新設及び子の看護休暇の拡充も改正の内容の中に組み込まれている。 短期介護休暇及び子の看護休暇の扱いについては、現行の制度と照らし合わせながら、今回の内容にあった改正をすること。</p> <p>3、嘱託・臨時職員について 育児休業法の改正により、非常勤職員へも子の看護休暇等が取得できるようになっている。勤務条件等もあわせ休暇制度についても、国と同様の運用をすること。</p>